

国民健康保険システム標準化検討会
合同ワーキングチーム 議事概要

【日時】 令和4年3月25日（金） 13:30～15:40

【場所】 オンライン会議

【出席者（敬称略）】

（座長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

（構成員）

菅原 祐二 北海道保健福祉部健康安全局国保医療課 主査

本田 光宏 仙台市健康福祉局保険年金課 保険係長

寺島 勇次 宇都宮市保健福祉部保険年金課国保税グループ 主任主事

佐藤 涼 宇都宮市保健福祉部保険年金課国保給付グループ 主任主事

市川 雄太 船橋市健康福祉局健康・高齢部国保年金課 主事

安田 信一郎 中野区区民部保険医療課資格賦課係 主事

長島 洋介 中野区区民部保険医療課国保給付係 主事

南 大介 都城市健康部保険年金課 副主幹

白谷 暁 都城市健康部保険年金課 副主幹

今東 輝子 都城市健康部保険年金課 主査

石川 博将 株式会社RKKCS システム本部システム部

保険福祉システム課 主任 ※代理出席

渡邊 毅 株式会社TKC 国民健康保険システム技術部 技術部長

小林 大士 株式会社電算 ソリューション2部 主任

石田 淳一 株式会社両備システムズ 公共ソリューションカンパニー

国保ビジネス推進部 課長

城戸 浩二 行政システム九州株式会社 ソリューションビジネス推進部 部長

岩田 孝一 日本電気株式会社 公共システム開発本部 部長

広田 和治 日本電子計算株式会社 公共事業部事業企画部 企画担当

大村 周久 富士通Japan株式会社 住民情報ソリューション事業部

第一ソリューション部 部長

（オブザーバー）

丸尾 豊 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム

基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐

伊藤 豪一 デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム

基盤チーム プロジェクトマネージャー

前田 みゆき デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム
基盤チーム プロジェクトマネージャー

羽田 翔 総務省自治行政局デジタル基盤推進室 理事官

寺本 勝敏 厚生労働省保険局国民健康保険課 国民健康保険保険者システム調整専門官

藤原 翔馬 厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係

佐藤 成也 厚生労働省保険局国民健康保険課

島添 悟亨 厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐

巢瀬 博臣 厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐

吉本 明平 一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部 担当部長

【次第】

1. 開会
2. 合同ワーキングチーム事前説明
3. 合同ワーキングチーム
4. 事務局からの連絡事項
5. 閉会

【配布資料】

- 00_会議次第
- 01_【資料 No.1】 合同ワーキングチーム
- 02_【資料 No.1 別紙 1】 検討・課題事項一覧_国保
- 03_【資料 No.2】 標準仕様書（案）の検討内容について
- 04_【資料 No.3】 事務局からの連絡事項
- 05_【別添①】 第 2 回 WT_構成員ご意見一覧（共通的な整理を行う事項）
- 06_【別添②】 第 2 回 WT_構成員ご意見一覧（デジタル 3 原則に基づく BPR）
- 07_【別添③】 第 2 回 WT_構成員ご意見一覧（標準仕様書（案）別紙）
- 08_【別添④】 標準仕様書（案）別紙
- 09_【別添⑤】 構成員ご意見一覧（標準仕様書（案）別紙（共通））
- 10_【別添⑥】 構成員ご意見一覧（標準仕様書（案）別紙（収滞納管理））

【ご意見概要】

<次第 2. について>

- オプションとして様々な機能を整理しているが、国保の現状の案において、オプションの割合は全機能比でどの程度か。また、第 1 グループの他業務の標準仕様書におけるオプションの割合と比較し、国保はどのような位置にいるか。
 - オプション機能の内訳については、資料 No. 1 の 16 ページの表に、実装必須機能と実装オプション機能の現時点の数を載せているので確認されたい。
 - 他業務の情報については現在事務局として把握していないため、確認させていただければと考える。

→ おおよそ機能全体の半分程度がオプションという位置づけになっている認識である。オプションという位置づけだと各ベンダで多くの労力がかかることから、当初の検討会およびワーキングチームではオプションの数はなるべく減らすという方向であったと思う。半分程度がオプションという割合が、多いのか少ないのか判断するためには、他業務の状況と比較する必要があると考えるので、事務局で調査されたい。

- 資料 No.1 別紙 1 で説明のあった検討・課題事項について、現存する退職被保険者数と高額貸付基金の実施市町村については、以前からワーキングチームで申し上げているとおり、予算関係資料の様式 9 と様式 13-1 で毎年度厚生労働省から照会されており、都道府県ごとの集計をしたうえで回答していることから、容易に数値が分かると考える。こちらについても速やかに集計されたい。当該の数値が多いとみるか少ないとみるかは、全国への意見照会時に一般の自治体では判断できないと考えるため、その判断はワーキングチーム又は検討会で議論すべきと考える。
- 標準仕様書にない事項が、法改正の際に新規に生じた場合はどのような対応を想定されているか。
 - 第 1.0 版公開以降に生じた法改正の取り込みについては、現時点で詳細に検討できていない状況であるが、基本的には 2.0 版以降に他の業務に倣って、適宜改定を加えていくことになると考える。標準仕様書改定のタイミングで取り込むか、制度改正のタイミングで取り込むかは論点として検討が必要であると考え。
 - 承知した。施行、取り込みおよびシステム改修のタイミングは合わせる必要があるため、以後の検討会で議論になるものと考え。
- 今後、4 月 5 日から標準仕様書の事前確認を行い、確認期限は 4 月 18 日の予定となっているが、期限を調整することはできないか。
 - 業務の都合等もあるかと思うので、18 日までの確認が難しい場合は、都度事務局にご連絡いただき、全国意見照会時期等を微調整させていただきたいと考える。
 - 承知した。状況に応じて相談する。

<次第 3. について>

- 資料 No.2 p.4 について、基本的に事務局案に賛成である。1 点質問だが、「項目名の変更」において「標準仕様書で定めている名称を前提としていただく」とあるが、「前提」という部分はどういったことを想定して記載されているか。
 - 標準仕様書で示した帳票項目に沿って、全市町村様で全項目同様のものを帳票に印字していただくということを考えている。ただし、このタイミングでこの項目を絶対に使用するように、ということを示すと、全国照会を前にハレーションが起きる可能性があるため、ニュアンスをどのように表現するか検討し、「前提」という言葉を使用した。
 - 標準仕様書案では、「項目名は任意に変更しない」という記載になると考える。全国照会時に論点として「原則認めない」、「前提とする」といった表現にすると、例外があるのならば意見

する必要はないと判断する市町村が出てくる可能性があるため、誤解のないような記載とされたい。

→ ご指摘のとおり記載を検討する。

- 資料 No.2 p.7 について、帳票要件については今回の仕様書で定めることとなっているため、印刷スペースを考慮したものとすれば併記することによる影響はないと考える。また、月と日については再掲せず西暦年のみの再掲することで、印刷スペースに関して工夫の余地はあると考える。

1点質問だが、住民記録で示されている住民票の仕様では、外国人の生年月日のみ西暦とするとあるが、その理由はどういったものか。

→ 住民記録側で最新の仕様書を見る限り、外国人の生年月日のみ西暦表記とするということ自体は把握しているが、どのような経緯でその見解に至ったかということは情報収集できていないため、ご指摘を踏まえ改めて確認する。

→ 住民記録の標準化検討にも参加しているが、住民記録の生年月日の表記は、基本的に戸籍に合わせるという認識をしている。戸籍において日本人は和暦で生年月日を、外国籍の方の場合は在留資格の登録の場合も含め西暦で生年月日を、という背景があると理解している。

→ 和暦の大切さは重々承知しているが、即座に和暦から西暦に読み替えることは日本人であっても難しく、利用者の利便性を第一に考えた場合、和暦と西暦を併記したほうが良いのではないかと考え、この問題提起をしたところである。他業務も含めて、全国的な議論をしていただければと考える。

→ 住民記録システムの標準仕様書第2版における生年月日の記載の考え方、理由のところ、「生年月日については、住基ネット上は、外国人住民は西暦で管理されていることから、住民記録システムにおいても外国人住民は西暦で管理することとする。」とある。住基ネットが理由となっており、本来のどのような理由で、というところには辿り着いていない記載である。住基ネットの際にどのような議論の経緯でこのようになったか、紐解いたうえでの話になるかと考える。

→ 本件は重要な検討事項と考え、今回取り上げさせていただいたが、一方で住民記録と不一致になってしまうことは避けるべきであるとも考える。今の時点において、外国人であっても和暦表示とするシステムが現存することも事実であり、今回の標準仕様書第1.0版においては、少なくとも外国人の生年月日だけは西暦表記とする、ということにとどめて全業務システムの足並みを揃え、その先の日付項目全般に関する議論については、引き続き他業務を含めて議論を行っていくという形で進めたいと考えているがいかがか。

→ 承知した。先に話の上がったように、住基ネットが西暦で管理されていることが理由であるならば、積極的な議論が交わされていない可能性があるため、全省的にポジティブな議論をすることが重要と考える。また、補足的に西暦を併記することで利便性向上を目指すことは、住民記録や戸籍の情報と不一致になるわけではないと考えるため、それを踏まえて今後整理・議論されることが望ましい。

- 資料 No.2 p.10 中段の「そのため」以降について、国保システムの標準仕様書としては、収滞納機能を実装必須と整理したうえで記載ということでしょうか。

 - お見込みのとおり。基本的に国保で必要なものについては必須機能として示し、オプション機能はオプションとして示すと考えている。
 - たとえば、小規模町村等では収滞納は一括して税担当課で主管していて、国保システムとしては資格、賦課、給付機能のみのシステムを使用しているというケースもある。必須機能とする、そうした自治体が、使用しないにもかかわらず収滞納機能を備えたシステムを導入する必要が生じ、コストが上昇すると想定されるが、それを踏まえても必須機能とするか。
 - 国保として必要な機能を示す予定であるので、そのような要件がないと収納の管理ができないことになると思う。お話のあったような全庁的に収滞納を一元管理しているケースでは、使用しているシステムが国保としての収滞納機能を満たしていれば、引き続き全庁的に使用していただいて問題はないということ標準仕様書内に記載する予定である。
 - 今まで不要だった機能が、標準仕様書で必須機能として整理されたために、各ベンダがパッケージシステムを改修した結果、その改修費用や保守費用が上昇するのではないかと危惧されている市町村がいる。国保に必要な機能を示すということは理解できるが、全て必須機能とするのではなく、ある程度切り分けられるような方策を検討できないか。不要な機能をシステムとして購入する必要がないような配慮をお願いしたい。
 - ご指摘は収滞納に限った話ではなく、その他国保業務にも関係すると考えている。問題を回避するために、オプション機能とする選択肢も考えられるが、そうするとオプション機能の増加につながってしまうというジレンマもある。皆様にいただいたご意見を基に、その匙加減を案としてまとめたく思う。また、全国照会の結果も踏まえて最善のものとなるよう仕上げたい。
 - オプションは、あくまでベンダ側に実装するかしないかの選択権があり、市町村にその機能を使うためのライセンスを購入する権利はないと考えるがいかがか。
 - ご指摘のとおり、市町村に当該機能を入れる、入れないという選択肢は基本的にないが、システムを提供するベンダを選択することはできる。例えば、市町村がシステムを入れ替えるときに、規模の大きなシステムを導入したくない場合は、最低限の機能を標準仕様書から抜き出した仕様により調達する、といった動きも考えられる。
 - 方策については、今後も検討する必要があると考えるのでよろしく願います。

- 資料 No.2 p.10 最下段について、「国保、或いは税務等の他業務のいずれの帳票レイアウトを採用するかは、各市区町村にて判断」とある。国保料（税）は税務システムの標準仕様書の対象外であるが、全庁的な税のシステム上でも、国保の標準仕様書に基づき国保料（税）を扱えるような仕様になっているということでしょうか。

 - 国保の標準仕様書として収滞納の機能を示すため、それに準ずるシステムであれば、国保の専用システムであってもよいし、全庁的な税のシステムであってもよい。
ご質問をなぞると、税務システムの標準仕様書は国保に関する仕様が考慮されておらず、国保の標準仕様書にしか書かれていないものがある。しかし、システムを提供するベンダが、国保を含む全庁的な税のシステムを作るときには、国保以外の税に関する部分は税務システムの標

準仕様書を、国保料（税）に関する部分は国保の標準仕様書を参照し、双方の仕様が実現できるような形で仕上げを行うという想定である。

- 資料 No.2 p.10 の中段、「そのうえで」以降の下線部分が本件の内容であるが、「全庁的な収滞納システム」というのは、地方税の標準仕様書の中の収滞納の機能とは別であるという認識で相違ないか。
- ご認識のとおり。
- 前提の認識に相違があった。ここでいう「全庁的な収滞納システム」は、資料 No.2 p.8 の「税務システム」とは別物で、標準化されていない一般的な収滞納機能を持つシステムであるということに理解した。
- 誤解を招かぬよう、事務局は表現方法に留意されたい
- 承知した。

- 収滞納機能を別のシステムで利用しても問題ないとのことだが、今後、標準準拠システムはガバメントクラウド上に構築されていく認識である。たとえば収滞納で、別のシステムを使用する場合であっても、国保の賦課情報等をシステム間連携する必要がある認識である。恐らくデジタル庁の方で標準レイアウトのようなものが定められると考えるが、事務局で仕様書を考える際は、他システムを使用する場合における連携について十分に考慮されたい。
 - デジタル庁で取りまとめている連携要件で最終的に規定されるものと想定しているが、現時点においてもそれらを想定して要件は記載しており、他システムから調定情報や異動情報を受け取るといったところについては必須機能として定義している。
 - 承知した。
- 全庁的な地方税のシステムとは別の、横串を通すような収滞納の管理システムは、今回の標準化検討の20業務には入っていない。横断的な収納管理をするようなシステムがガバメントクラウドに乗ることが想定されているか、後日事務局にて確認されたい。
 - 国民健康保険がベースとしている介護保険の標準仕様書にも同様の記載があり、保険料収納と滞納管理事務に関しては、介護保険システムで運用する部分は標準化の範囲内として取り扱うが、全庁的な収滞納システム等については標準化の範囲外として扱われるとされている。この方針が国民健康保険及び後期高齢者医療にも該当することになると思われるので、国保だけでなく、厚生労働省系の他の保険システムと足並みを揃えて検討された方がよい。
 - 介護保険および後期高齢者医療における記載については確認しているところであるが、ご指摘のあったとおり、現状の記載では逆に誤解を与えてしまう可能性があるため、改めて検討したいと考える。
- 資料 No.2 p.10 の下から2つ目の下線に、「帳票レイアウトについては、国保の標準仕様書にて独自に定める」とあるので、国保で使う帳票は、国保の標準仕様書で定められたものを使用しなくてはならないと理解している。一方、その次の下線で、「国保、或いは税務等の他業務のいずれの帳

票レイアウトを採用するかは、各市区町村にて判断」とあり、選択肢があるように読める。国保の帳票は国保の標準仕様書で定められたものしか使えないという認識で相違ないか。

→ ご認識のとおり。国保で示した標準仕様書の要件を満たす場合は、必ずしも国保専用のシステムでなくとも（全庁的なシステムであっても）問題はないということをご認識いただいていたが、分かりにくい記載であることから、標準仕様書の記載にあたって見直しを行う。

→ 承知した。

- 資料 No. 2 p. 19、DV 等支援対象者に関する質問である。以前の第 2 回ワーキングチームの資料別添③「BPR に係るご意見聴取依頼について」の p. 10 において、抑止設定は一時解除可能と記載されていたことに関して当方が意見を出したところだが、今回の案では当該の記載は削除されたという理解でよいか。

→ 第 2 回ワーキングチームで提示した資料については、今回の資料 No. 2 p. 17 に記載しており、ご指摘の箇所は※5 と思われる。先日ご意見いただいたことを踏まえて事務局で再考し、資料 No. 2 p. 19 の②※3 のとおりの記載とした。

→ 承知した。抑止設定がマスタで一時解除されてしまうと、医療保険者向け中間サーバに解除されたことが連携され、タイムラグが生じてオンライン資格確認で情報連携されてしまう可能性を危惧していたが、マスタ抑止が更新されないのであれば、問題はないものとする。

- 国保の検討会資料の公開が現時点でなされておらず、他の検討会と比べて遅れている認識である。他市町村からも心配する声が上がっているため、早期に資料を公開し、他の検討会と足並みを揃えてほしい。

→ 事務局の作業が遅れており申し訳ない。早急に対応したい。

→ 近隣自治体等にも話を伺いたいと思うが、現在公開されていない資料をどこまで共有してよいか。共創プラットフォームにおいて標準化全体の議論がされることもあるが、その場で共有してもよいか。

→ 他自治体等とのオンラインでの議論の場である共創プラットフォームも含め、資料を共有いただいて問題ない。

→ 検討会資料について、透明性を高め公開するようにと以前から事務局へ伝えていただいているところである。議事概要をどこまで出すかは、検討会における闊達な議論とのバランスが難しいと考えるが、他業務での工夫点を紹介すると、検討会資料については開催後ただちに公開し、議事概要はおおて公開するという方法もある。

→ 承知した。

- 今まで使用していなかった機能が標準化されて必須機能となることで、各ベンダの保守改修費や契約額が増大する可能性があることに、小規模自治体等から不安の声が上がっている。ベンダとしても実装必須となっているならば改修せざるを得ず、オプション機能であっても、自治体のために改修のうえ実装することが求められることを想像すると、自治体の金銭的負担が大きくなることを考えられる。このことに関し、国としてできる限り補助金等のご配慮をいただきたい。

→ 経費負担やその先の財政支援について、現段階の回答は難しいが、ガバメントクラウド上に構築するため、クラウドネイティブの標準準拠アプリを構築し、従量課金、つまり、使用した分だけ料金が発生し、使用しない機能についての料金は発生しないことが理想的であると考えている。ただし、保守や運用コストに見えない部分で跳ね返ってくるという懸念はご指摘のとおりあるかと思われる。標準仕様書に基づいたシステムが構築され、運用された後の課題もあることから、そのような懸念が存在することを念頭に置いて、ベンダや自治体等との意見交換を行い、制度設計に活かしていきたいと考える。

以上